

## 避難情報発令時における町田市内保育施設の臨時休園等のガイドライン

### 1 目的

台風や集中豪雨等に伴う避難情報発令時における市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（以下「保育所等」という。）において、子ども、保護者及び保育従事者等の安全を守るため、保育所等の開所や臨時休園等の対応について、ガイドラインを定める。

### 2 臨時休園等の基本的な考え方について

警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合の対応は、以下のとおりとする。

なお、臨時休園となった場合は、当日中に警戒レベルが引き下げられたとしても、安全確認のため原則として1日臨時休園とする。

警戒レベル	保育所等の対応	
	浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある保育所等	左記区域外にある保育所等
警戒レベル3 (高齢者等避難)	臨時休園（※）	登園自粛要請 (公共交通機関の計画運休等の状況により、休園とする場合がある。)
警戒レベル4 (避難指示)		
警戒レベル5 (緊急安全確保)	臨時休園	

※避難情報等の対象区域が限定的である場合、当該対象区域以外は登園自粛要請とすることがある。

### 3 臨時休園等の判断について

#### (1) 翌日の開園について

- ①既に警戒レベル3以上の避難情報が発令されており、気象庁等が発表する町田市における翌日の雨量等の情報から、翌日も継続することが見込まれる場合
- ②公共交通機関により、翌日の計画運休が発表されている場合

#### ⇒①②の場合

原則として、午後2時を目途に臨時休園又は登園自粛要請の判断を行い、保育所等へメールによる連絡を行ったのち、市ホームページ上で公表する。

- ③既に警戒レベル3以上の避難情報が発令されているが、翌日も現状の警戒レベルが継続するか等の見通しが難しく、午後2時の時点では最終判断ができない場合
- ④午後2時の時点で警戒レベル3以上の避難情報は発令されていないが、気象庁等が発表する町田市における翌日の雨量等の情報から、園児の送迎や保育士の確保が困難になることが特に見込まれる場合

#### ⇒③④の場合

午後7時時点の警戒レベルにより判断し、市ホームページ上で公表する（状況により、判断時刻は早まることもある）。この場合は、午後2時を目途に、臨時休園や登園自粛要請の可能性のあることを保育所等へのメールや市ホームページ上の情報提供によりお知らせするとともに、午後7時を目途に最終判断を行い、市ホームページ上で公表することを予告する。

		市の動き	保育所等の動き	保護者の動き
①②の場合	午後2時頃	臨時休園又は登園自粛要請の判断 ↓ 保育所等へメール ↓ 市ホームページ上で公表	市からのメールを確認 ↓ 職員、保護者への周知	保育所等からの連絡又は市ホームページの情報を確認 ↓ 臨時休園又は登園自粛要請の情報を把握
③④の場合	午後2時頃	臨時休園又は登園自粛要請の可能性あり ↓ 保育所等へメールで注意喚起・判断 ↓ 市ホームページ上で公表（予告）	市からのメールを確認 ↓ 職員、保護者への周知	保育所等からの連絡又は市ホームページの情報を確認 ↓ 臨時休園又は登園自粛要請の可能性のあることを把握
	午後7時頃	臨時休園又は登園自粛要請の有無を最終判断 ↓ 市ホームページ上で公表 ↓ 保育所等へメール	市ホームページ及び市からのメールを確認 ↓ 職員への周知	市ホームページを確認 ↓ 臨時休園又は登園自粛要請の情報を把握

## (2) 当日の開園について

開園中に警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合は、保護者に早めのお迎えを要請する。なお、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある保育所等については、各保育所等で定める避難確保計画に従った行動をとる。

### 4 保護者及び職員への周知

- ・市は、本ガイドラインの保護者周知を市ホームページ等で行うとともに、保育所等を通じて情報提供を行う。
- ・保育所等は、緊急時の保護者への連絡方法、避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等をあらかじめ定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。
- ・臨時休園や登園自粛要請を行う場合には、保育所等はあらかじめ定めた連絡方法により保護者にお知らせをする。

<市ホームページにおける本ガイドライン及び臨時休園等に関する情報の掲載場所>

まちだ子育てサイト>あずける>在園児の保護者の皆様へ>避難情報発令時における保育施設の臨時休園等について

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/4/3/zaiennji/13027.html>

